

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 16件

国民年金関係 7件

厚生年金関係 9件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和43年4月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月21日から同年5月21日まで

昭和43年4月21日にB事業所からA事業所に転勤となったが、A事業所における厚生年金保険の資格取得日が同年5月21日となっており1か月の空白期間がある。

Cグループ間の異動であり、同グループを退社した事実は無いので、この1か月の空白期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が在籍していたCグループの健康保険組合の被保険者台帳及び従業員カードから判断すると、申立人は同グループに継続して勤務し（昭和43年4月21日にB事業所からA事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所における昭和43年5月の社会保険事務所の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、雇用保険及び厚生年金保険の記録における資格取得日が同日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和43年5月21日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行って

おらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を平成10年12月14日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を59万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年12月14日から11年1月1日まで

A事業所に勤務していた期間について、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答があった。

しかし、自分は当該事業所に継続して勤務してきたので、申立期間についても厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した給与台帳、人事記録カード、及び雇用保険の加入記録、並びにA事業所の申立期間における保険料納付に係る回答から判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し（平成10年12月14日にA事業所B支店からA事業所本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」の記録から、59万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の資格取得日の記載を平成10年12月14日とすべきところ、11年1月1日として誤った届出を行ったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立てに係る10年12

月の保険料について納入告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

静岡厚生年金 事案 637

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録を昭和62年6月から63年6月までは44万円、同年7月から平成元年3月までは47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年6月1日から平成元年4月1日まで
自分が取締役をしていたA事業所において、申立期間における標準報酬月額がさかのぼって減額訂正されていることが分かった。当該訂正が行われたとき、自分は別の事業所に勤めており、自分の全く関与しないところで行われたことであるので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人のA事業所における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、昭和62年6月から63年6月までは44万円、同年7月から平成元年3月までは47万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成4年10月31日以降の同年11月6日付けで申立人の標準報酬月額が、昭和62年6月から63年6月までは44万円から15万円に、同年7月から平成元年3月までは47万円から15万円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

また、A事業所の閉鎖登記簿謄本から、申立人は申立期間において、当該事業所の取締役であったことが確認できるが、社会保険庁の記録では、申立人は平成元年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している上、^{そきゆう}遡及訂正処理が行われた4年11月6日には、別事業所において厚生年金保険の被保険者になっていることが確認できる。

さらに、元事業主は、「A事業所は、社会保険料を滞納しており、滞納を無くすために、自分と当時の社会保険事務の担当で申立人の標準報酬月額をさかのぼって引き下げた。」と証言していることから、申立人が、^{そきゆう}遡及訂正処理

に關与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、昭和 62 年 6 月から 63 年 6 月までは 44 万円、同年 7 月から平成元年 3 月までは 47 万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和42年11月1日、資格喪失日に係る記録を43年3月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月1日から43年3月16日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会を行ったところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得た。
しかし、A事業所には、申立期間中、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び同僚の証言から、申立人はA事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間当時の事業主は、「申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を控除していたので、申立人の記録が無いとしたら、倒産前で混乱していたので、事務員が事務処理を誤ったと思う。」と回答しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、事業主の証言及び同僚の記録から4万2,000円とすることが妥当である。

また、事業主が、申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該事務処理を誤ったと証言している上、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後被保険者の資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会

保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ申立人に係る資格の取得及び喪失に係る届出が行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から 41 年 8 月 1 日まで

社会保険事務所で厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であった。しかし、自分は、脱退手当金を受給した記憶が無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年 5 か月後の昭和 43 年 1 月 15 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人と同じ事業所で、申立人の厚生年金保険被保険者原票の前後合わせて 50 名において、申立人の資格喪失日である昭和 41 年 8 月 1 日の前後約 2 年以内に資格を喪失したことが確認できる女性 20 名のうち、社会保険庁のオンライン記録から当該事業所を最終事業所として脱退手当金の支給が確認できた者（8 名）全員の同原票には、脱退手当金を支給したことを表す「脱」表示があるが、申立人の同原票にはその表示が無く、同原票に「脱」表示の無い者（12 名）のうちで、当該事業所を最終事業所として脱退手当金の支給が確認できる者はいないことから、申立人に脱退手当金が支給されていたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

静岡厚生年金 事案 640

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 33 年 2 月 1 日から同年 8 月 20 日まで
②昭和 35 年 8 月 3 日から 40 年 5 月 1 日まで

社会保険事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

異なる番号で管理されている厚生年金保険加入期間について脱退手当金を支給する場合には、厚生年金保険被保険者台帳記号番号の重複取消を行った上で支給することとなるが、申立期間①及び②はそれぞれ異なる番号で管理されていたにもかかわらず、重複整理が行われていない上、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿、健康保険厚生年金保険被保険者原票、及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿における申立人の生年月日は誤って記録されており、脱退手当金の裁定請求があれば訂正されるところ、訂正されていない。

また、申立人は、申立期間後に間もなくして国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることを踏まえると脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

静岡国民年金 事案 1000

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月から45年3月まで

当時、役場の国民年金担当者が自宅に来て、国民年金は強制だからと加入を勧められ加入し、保険料は自治会の班長が集金に来たのを記憶しており、申立期間については納付したはずなので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和45年11月6日に申立人の妹と連番で払い出され、申立人は、役場で加入手続をした時に2か月分ぐらいの保険料を納付し、その後は自治組織を通じて納付してきたと述べており、過年度納付又は特例納付はうかがえないことから、45年4月から現年度保険料を納付したとするのが自然であり、連番で払い出されているその妹も納付開始時期は申立人と一致している。

また、申立人は、町職員から国民年金の加入を勧められて加入したと述べているが、申立人の主張する時期には、同職員は国民年金業務とは関係がなかったことが確認されており（同職員が国民年金業務に携わっていたのは昭和42年12月から53年6月まで）、申立人の記憶と相違する。

さらに、申立期間は、54か月と比較的長期である上、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことはうかがえず、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書(控)、日記等)も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から54年9月までの期間及び55年12月から56年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和49年1月から54年9月まで
②昭和55年12月から56年8月まで

私は、転入した市で国民年金の手続をして、その後、市役所職員の勧めに従って、さかのぼって過去の国民年金保険料をすべて納付したので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和56年9月に国民年金に加入手続し、さかのぼって過去の国民年金保険料を納付したと主張しており、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年8月31日に払い出されていることが確認できることから、このころ加入手続を行ったと考えられるが、この時点で申立期間の大半は時効期限を過ぎており、さかのぼって納付することはできない。

また、社会保険庁の特殊台帳（マイクロフィルム）の記録から、申立期間①直後の昭和54年10月から55年11月までの期間の保険料を56年12月14日に納付していることが確認でき、この時点で、申立期間①の保険料については時効期限を過ぎている上、この時期は特例納付実施期間ではないことから、制度上、さかのぼって納付することができなかったと考えられる。

2 申立期間②について、申立人は、昭和55年12月に厚生年金保険被保険者であるその夫と婚姻しているため、申立人が国民年金加入手続を行った56年9月時点で、任意加入対象期間である当該期間については、さかのぼって国民年金被保険者になり得ず、保険料を納付することができない。

また、申立人の国民年金手帳及び特殊台帳（マイクロフィルム）によると、

申立人は、昭和55年12月に国民年金被保険者資格を喪失し、56年9月に任意加入したことが確認できる。

- 3 申立人が申立期間①及び②の保険料額として納付したと主張する金額は、当時の保険料額と大きく相違する上、申立期間①は未納、申立期間②は未加入となっている記録について、社会保険庁及び自治体との記録に相違は無く、記録管理の不備をうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1002

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から62年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から62年9月まで

私は、平成2年から3年ごろに市役所から国民年金に関するはがきが来たので、はがきと現金28万6,000円を市役所に持参したが、昼休みだったため、はがきと現金を職員に預け、申立期間の国民年金保険料を納付したはずなので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行った明確な記憶は無く、国民年金被保険者資格の取得状況も不明である上、申立人は、現在、厚生年金保険加入時に交付された年金手帳しか所持しておらず、ほかに国民年金に係る手帳を受領した記憶は無いとしているなど、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されたことはうかがえない。

また、申立人は、平成2年から3年ごろに来たはがきを持参して申立期間に係る国民年金保険料を納付したが、領収書を受け取った記憶は無いとし、納付してから数年後に覚書として自分の手帳に28万6,000円と記載したと述べているが、日付及び用途は記載していないとしていることから、申立期間の保険料を納付したことを裏付けるものとは言い難い上、この時期は特例納付実施期間ではなく、申立期間は既に時効であったため、保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年4月から平成5年2月までの期間及び6年2月から7年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和63年4月から平成5年2月まで
②平成6年2月から7年10月まで

私は、20歳を過ぎたころ国民年金に加入し、当初は市役所内の金融機関で納付していた。国民年金保険料の納付が遅れたこともあったが、市役所や社会保険事務所へ2回以上行き、2年間分の保険料をさかのぼって納付したことを覚えているので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳を過ぎたころ国民年金に加入したと述べているが、申立人の国民年金被保険者資格は、平成9年10月17日に第3号被保険者資格を取得し、9年12月5日に基礎年金番号が付番され、これを契機に昭和63年4月にさかのぼって取得していることが確認でき、これより前に申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことはうかがえないことから、申立人は、この時まで国民年金に未加入であったと考えられる。

また、申立人は、平成8年2月ごろに、その妹の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行うために、妹と共に市役所及び社会保険事務所へ行った際、申立期間②の国民年金保険料を納付したのではないかと述べている。しかし、申立人の妹の国民年金手帳記号番号は同年同月に払い出されていることが確認できるものの、申立人は、申立期間②直前の厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った記憶が無く、申立期間②の保険料を納付したとする事情もうかがえない。

さらに、申立人は、基礎年金番号が付番された平成9年12月に7年11月から9年3月までの国民年金保険料を過年度納付しているが、この時点では申立

期間①及び②は既に時効であったため、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

加えて、申立期間①及び②は合計で 80 か月と長期間である上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(日記、家計簿等)は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1004

第1 委員会の結論

申立人の平成7年1月から11年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月から11年12月まで

私が59歳のころ、年金相談サービスセンターに行った際、国民年金の保険料を65歳まで納めると年金が多くなると勧められたため任意加入した。国民年金保険料は月々金融機関から納付書で支払った覚えがあるので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年10月(59歳)ごろ、国民年金の高齢任意加入手続きを行ったと主張しているが、満60歳到達以後でなければ、任意加入手続きを行うことはできない。

また、老齢基礎年金を満額受給するためには、満20歳から60歳までの40年間の保険料納付が必要であるが、申立人の場合、国民年金制度が発足した昭和36年4月時点で既に満20歳を超えていたため、経過措置により、加入可能年数が33年に短縮されており、申立人の国民年金保険料の納付状況について見ると、国民年金加入期間中に未納は無く、満60歳到達時点で老齢基礎年金を満額受給できる要件を満たしていることから、これ以降に国民年金に高齢任意加入してもその受給額は増えることが無く、加入勧奨を受けたとは考え難い。

さらに、申立人は、当時、高齢任意加入して保険料を納付していることを友人に話したと述べているが、申立人の友人らは、話を聞いたとしているのみであり、保険料の納付状況については関知しておらず、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(日記、家計簿等)も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年9月、10年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成元年9月
②平成10年4月及び同年5月

私は、退職した平成元年9月に国民年金の加入手続をして、同年9月分の国民年金保険料を同月中に納めた。

また、平成9年8月から10年5月までの期間の国民年金保険料は、社会保険事務所から通知があったので、11年に2回に分けて納めた。この時の保険料月額は8,400円ぐらいだった記憶があるので、申立期間が未納期間となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、平成元年9月に国民年金の加入手続を行い、同月中に当該期間の国民年金保険料を納めたと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、3年7月12日に払い出されており、申立人は当時、住所を移転したことは無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情もうかがえないことから、このころ国民年金の加入手続を行い、元年9月にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得したと考えられる。

また、申立人の平成2年12月の国民年金被保険者期間も申立期間①と同様に厚生年金保険被保険者資格を喪失していた期間であり、申立人は保険料を4年2月10日に過年度納付しているが、この時点では申立期間①は既に時効であり、保険料を納付できなかったと考えられる。

さらに、申立人は、その後の被保険者期間についても、加入勧奨が行われた後に加入手続を行っている状況がみられ、厚生年金保険からの切替手続を適切に行っていたとは認め難いほか、申立期間①に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（通帳、日記等）は無い。

2 申立期間②について、申立人は、申立期間②を含む平成9年8月から10年5月までの国民年金保険料を11年に2回に分けて納付し、その後保険料を納付したことは無いと述べており、納付記録からは、9年8月から同年11月までの保険料は11年1月に、同年12月から10年3月までの保険料は11年5月に2回に分け過年度納付していることが確認できる。

一方、申立人に対し、平成12年3月に申立期間②に係る過年度納付書が発行されており、申立人の加入状況から、これは申立期間②に係るものと考えられるが、申立人から聴取しても、この保険料を納付したことはうかがえない。

さらに、申立人は、まとめて納付した保険料総額は記憶が無く、当時の月額保険料額を8,400円と述べているが、実際の保険料額とは相違している上、申立期間②に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（通帳、日記等）も無い。

3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1006

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年3月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月から50年3月まで

昭和45年10月に結婚して、妻が数か月後に市役所に行き国民年金の加入手続をし、未納であった国民年金保険料を一括して納めた。その後は、納税貯蓄組合を通して毎月10日に金融機関から納付していた。母親と妻は、保険料を全部納めてあるのに、私の分だけが未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年ごろ、その妻が国民年金の加入手続をし、現在所持しているオレンジ色の国民年金手帳をもらい、これ以外の手帳は所持したことは無いと述べているが、この色の手帳は49年以降に発行されたものであり、当時の状況と相違する。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年10月に払い出され、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことはいかぬことから、申立人は、このころ加入手続を行ったと推測される上、特例納付によりさかのぼって国民年金保険料を納付した記憶は無いとしていることから、申立人は、加入手続を行った昭和50年度の現年度保険料から納付し始めたと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、申立期間に係る保険料の納付及び加入手続に直接関与しておらず、申立人の妻が手続等を行ったとしているが、その妻も申立期間に係る加入手続や保険料の納付についての記憶があいまいであり、当時の状況は不明である。

加えて、社会保険庁のオンライン記録及び申立人の居住する市の被保険者名簿共に申立期間は未納となっている上、ほかに国民年金保険料を納付していた

ことを示す関連資料（確定申告書（控）、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 641

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年5月から28年4月まで

A事業所に勤務していた申立期間について、社会保険事務所から厚生年金保険に加入していた記録が無いとの回答を得たが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所で厚生年金保険の被保険者となっていた同僚等の証言から、申立人がA事業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、申立期間当時にA事業所に勤務していた複数の同僚からは、「申立人の業務は研究所内での雑用などであり、その身分は申立期間において「臨時の日雇い」、「アルバイト」であった。」との証言があり、また、このうち1人の同僚からは、「入社から6ヶ月間の見習い期間後も退職するまでの間「本採用（本工）」ではなかった。」との証言も得られた。

さらに、当時のA事業所の研究者からは、「A事業所の中に研究所があったが、研究所の従事者はA事業所の採用者とは別の扱いであった。そして、研究者以外には原則として正社員を採用していなかったようだ。」との証言が得られた。

なお、社会保険事務所が管理するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号*番(昭和27年4月1日取得)から同番号*番(昭和29年3月16日取得)までの被保険者を確認したが、この間に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 642 (事案 24 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 36 年 11 月 1 日から 37 年 5 月 1 日まで
②昭和 37 年 7 月 1 日から 38 年 1 月 5 日まで

社会保険事務所の記録では、A 事業所で厚生年金保険の資格を取得した日は昭和 37 年 5 月 1 日とされているが、それより前から当該事業所に勤務していたので、申立期間①について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしいとして申立てを行い、記録訂正を認めることはできないとの通知を受けたが、当該期間に A 事業所の社内行事に参加し、同僚と共に撮影した写真を在籍していた証明として提出するので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険事務所が管理する記録によれば、A 事業所は昭和 37 年 5 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、当該事業所は申立期間①には厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認でき、申立人が当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得した日も当該事業所が新規適用となった日であることが確認できる。

また、A 事業所が新規適用となった日に当該事業所の厚生年金保険被保険者資格を取得した複数の同僚は、「自分は申立人よりも先に入社していた。」と証言しており、うち 1 人から、「自分が入社後しばらくの期間、会社は厚生年金保険の適用がなかった。」との証言を得た。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

申立期間②について、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、申立人の厚生年金保険の加入記録を確認することができず、申立人の厚生年金保険の適用、保険料控除の状況について、事業主に照会したものの、これらを確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった等の理由から、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 3 月 25 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、A事業所の社内行事において、同僚と共に撮影されたとする写真を新たに提出し、当該事業所における在籍の証明になると主張しているが、当該写真のほか、複数の同僚が「申立人は、自分と同時期にA事業所に勤務していた。」と証言していることから、申立人がA事業所に在籍していたと推認することはできるものの、これらは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 38 年 7 月から 39 年 6 月まで (A 事業所)
②昭和 41 年 3 月から 44 年ころまで (B 事業所)
③昭和 44 年ころから 46 年ころまで (C 事業所)

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。それぞれの事業所で勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたと記憶しているため、当該期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の当時の同僚についての記憶から、A 事業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、複数の同僚から、「当時、正社員以外で少し手伝ってもらおうアルバイトのような人がいた。」、「年末の忙しい時期に、臨時で働く人がいた。」との証言を得た。

また、A 事業所（現在はD 事業所）に申立人の勤務状況、厚生年金保険の適用状況等を照会したところ、「保管している従業員の履歴書の中に申立人のものは無い。」、「社会保険事務を担当していた当時の事業主の妻は既に死亡しており、当時の状況を詳しく知る者はいない。」との回答を得た。

さらに、D 事業所から提出のあった申立期間①に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書に申立人の氏名を確認することはできなかった。

なお、社会保険事務所が管理する A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険番号*番（昭和 37 年 5 月 1 日取得）から同番号*番（昭和

39年9月1日取得)までの被保険者を確認したが、この間に欠番は無く、申立人の氏名は無い。

申立期間②について、社会保険庁の記録では、申立人がE市にあったと記憶するB事業所という名称の厚生年金保険の適用事業所を確認することはできなかったが、類似した名称のF事業所が確認でき、当該事業所の当時の事業主は既に死亡しているため、その娘に照会したところ、「申立人が勤務していたとするB事業所は、申立期間当時はG事業所という名称であり、申立人が記憶している「H」とは商品名のことである。」との回答を得た。

また、申立人が記憶するB事業所の所在地及び職務内容は、G事業所に勤務していた複数の元従業員の証言と一致している上、社会保険事務所が管理するG事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人は、当該事業所において昭和38年1月21日に被保険者資格を取得し、同年7月14日に喪失していることが確認できる。これらのことから、申立人のB事業所に関する記憶は、G事業所での記憶と混同していることがうかがわれる。

さらに、社会保険庁の記録では、申立人は昭和41年4月から51年7月までの期間、国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

申立期間③について、C事業所の当時の事業主の妻の記憶から、同事業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、上述の事業主の妻は、「申立人が勤務していたことは間違いないが、1年未満の短い勤務であった。社会保険事務は当時の事業主である夫が行っていたが、社会保険の適用に該当する者であればしっかり手続きをしていたはずである。」と証言している。

また、社会保険庁の記録では、申立人は申立期間中、国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

さらに、C事業所は当時の書類を保存しておらず、当時の事業主は既に死亡しているとの親族の証言を得ている上、申立人の勤務状況、雇用形態等を記憶する同僚はおらず、申立てに係る事実を確認できる証言を得ることができなかった。

なお、社会保険事務所が管理するC事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険番号*番(昭和43年3月25日取得)から同番号*番(昭和49年4月1日取得)までの被保険者を確認したが、この間に欠番は無く、申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人の申立期間②及び③について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和40年8月1日から43年1月20日まで
(A事業所)
②昭和43年1月21日から44年1月25日まで
(B事業所)
③昭和44年2月3日から59年5月31日まで
(C事業所)

申立期間①について、昭和40年8月ころに前職を退職しA事業所に勤務し始め、43年1月に退職するまで厚生年金保険の被保険者であったはずであるが、社会保険事務所は被保険者となっていないとの回答であった。

また、申立期間②及び③について、昭和43年、45年及び49年にそれぞれ住宅ローンを組もうと金融機関に申込みをしたが、43年と45年はローンを組めたが、49年は組むことができなかった。このため、43年に勤務していたB事業所及び45年に勤務していたC事業所での給与は、現在、社会保険事務所に記録されている標準報酬月額より高額であったはずである。

それぞれの申立期間について、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立期間当時にA事業所で厚生年金保険の被保険者となっていた同僚が、申立人のことを記憶していることから、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することはできるものの、社会保険庁の記録から、昭和40年8月1日から厚生年金保険の被保険者となっている前述の同

僚は、「申立人は自分より2年ぐらい後から入社してきたように思う。」と証言していることから、申立期間①当初から当該事業所に勤務していたとは言い難い。

また、申立期間当時、A事業所で社会保険事務を担当していた元従業員は、「申立期間当時、数か月の試用期間があった。社会保険は試用期間が終了した段階で加入させていた。」としている。

さらに、申立人は病気を理由にD事業所（現在E事業所）を退職して、昭和40年8月1日にA事業所に入社したとしているが、社会保険事務所が管理するD事業所での申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、38年12月1日に資格を取得し、43年1月1日に資格を喪失していることが確認できる上、41年11月から42年1月までの期間、申立人に対して当該病気に係る傷病手当金が支給されており、当該期間において、申立人はD事業所における健康保険の被保険者として、健康保険被保険者証を使用していたことが確認できる。

なお、社会保険事務所が管理するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票で健康保険番号*番（昭和39年12月1日取得）から同番号*番（昭和43年3月14日取得）までの被保険者を確認したが、申立人の氏名は見当たらなかった。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、「昭和43年、45年及び49年の3回とも、住宅ローンを組むためにF市役所（現在G市H区役所）から所得の証明をもらい、金融機関に提出した。1回目と2回目は担保を提供し知人に保証人になってもらい、3回目は特に担保は無く、実兄に保証人になってもらうつもりだった。」としているため、当該金融機関に一般的にローンを組むための条件等を照会したところ、当該金融機関は、「所得に対して返済負担割合が高いと融資を断る場合が多い。融資が複数回目の借入である場合は、所得や担保のほか返済負担割合も大きく影響する。」と回答しており、また、G市H区役所に照会したところ、「所得等の書類の保存期間は7年である。」との回答を得た。

また、申立人は当時の1日の売上げは、1万8,000円から2万円であったとしているところ、B事業所は、「40年前にその金額を売上げることは不可能である。」としており、申立期間当時の帳簿類の保存状況については、「昭和40年代の帳簿は保管していない。」との回答を得た。

さらに、昭和42年7月21日から43年4月17日までにB事業所で資格を

取得した被保険者の資格取得時点での標準報酬月額は、全員が3万円と記録されており、その後の随時改定や定時決定での標準報酬月額を比較したが、申立人のみが低額だったということは見受けられなかった。

申立期間③について、商業登記簿謄本から、申立人はC事業所の代表取締役であることが確認できるが、申立人は、「当時の帳簿類はすべて廃棄したので確認できないが、給与はもっと高かった。また、C事業所の経理等の事務は、I事業所に委託していた。」としていることから、I事業所にC事業所の帳簿類の保存状況を確認したが、「帳簿をI事業所に持ち帰ることはない。」としており、申立人の厚生年金保険料控除の状況を確認することはできなかった。

また、C事業所は昭和59年5月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の資料を保管しておらず、事務担当者は既に死亡しており、申立てに係る事実を確認する証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人の標準報酬月額の記録は、遡及して訂正が行われていることもなく、不自然さはうかがわれない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②及び③について申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 645

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月 20 日から同年 8 月 20 日まで

A事業所には昭和 31 年 3 月から同年 10 月まで勤務していたが、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録の照会を行ったところ、上記期間に欠落があることが判明した。A事業所の前の職場では厚生年金保険に昭和 31 年 3 月 20 日まで加入しており、引き続いて勤務したA事業所においても厚生年金保険料が控除されていたと思われるので、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言により、申立人がA事業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、申立期間当時に当該事業所の厚生年金保険被保険者であった複数の元従業員から「従業員が社会保険に加入するにあたって3か月くらいは試用期間があった。」及び「A事業所は、短期間で辞めてしまうなど、従業員の出入りが激しかったので、社会保険に加入させるのに様子見の期間があった。」との証言を得た。

また、申立期間及び同期間前後にA事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できる複数の元従業員が証言する当該事業所への入社時期が、当該従業員の厚生年金保険被保険者資格取得日となっておらず、しばらくの間を経て取得していることが社会保険事務所の記録から確認できることから、当該事業所においては、採用した従業員について、直ちに厚生年金保険の被保険者資格取得の届出を行っていなかったことがうかがわれる。

さらに、A事業所は昭和 62 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主も故人となっていることから、申立人の勤務期間

や厚生年金保険料の控除の状況を確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間に厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 3 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
社会保険事務所の職員が訪問してきたときに、代表取締役をしていたA事業所で、申立期間に係る標準報酬月額が 59 万円から 18 万円に下げられていたことが分かったので、申立期間について、当初、社会保険事務所に届け出していた標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、A事業所は、平成 8 年 3 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、同日後の同年 10 月 4 日付けで、7 年 3 月から同年 6 月までの期間について、59 万円から 18 万円にさかのぼって減額されていることが確認できる。

しかし、申立人は、A事業所の商業登記簿謄本から、申立期間当時、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「社会保険事務所の職員に滞納保険料の相談をしたところ、減額訂正処理をするように指示され、その際に社会保険事務所が用意した書類に自ら押印した。」と述べていることから、申立人が自らの標準報酬月額の減額訂正処理に関与していたと考えるのが自然である。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人はA事業所の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額訂正処理に関与しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から24年8月31日まで

厚生年金保険の加入記録について社会保険事務所に照会を行ったところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録の確認ができないとの回答を得た。申立期間当時、A事業所は厚生年金保険の適用事業所であり、当該事業所の社長であったことは事実であるので、社長が被保険者の資格を取得できるようになった昭和19年10月1日から、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録(年金記録)の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

商業登記簿謄本の記録から、申立人が申立期間当時、A事業所の代表取締役であったことが確認でき、当該事業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、申立人の妻は、「申立期間当時、社長は、厚生年金保険に加入できなかったという周囲の言葉を信じ、昭和24年から厚生年金保険の被保険者の資格を取得できるようになったと信じ込んでいた。」と述べている。

また、「法人の代表者又は業務執行者の被保険者資格について」(昭和24年7月28日付け保発第74号・厚生省保険局長通知)において、「法人の代表者又は業務執行者であっても、法人から、労務の対償として報酬を受けている者は、法人に使用される者として被保険者の資格を取得させるよう致されたい。」との通知が出ていることを踏まえると、申立期間当時、代表取締役が厚生年金保険の被保険者となることは一般的ではなかったことが推察できる。

なお、社会保険事務所が管理するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人は、昭和24年9月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿においても、同日に申立人の被保険者記号番号が払出されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 44 年 5 月から 45 年 2 月まで (A 事業所)
②昭和 45 年 4 月から同年 11 月まで (A 事業所)
③昭和 46 年 11 月から 47 年 5 月まで (A 事業所)
④昭和 58 年 10 月から 59 年 7 月まで (B 事業所)

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について標準報酬月額が事実と異なっていることが分かった。

申立期間当時の給与額をはっきりと憶えているので、標準報酬月額を給与に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から④までの標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が提出した申立人の記憶に基づく給与総支給額のメモから、申立人は申立期間①から④までについて、社会保険庁で記録されている標準報酬月額を超える給与額を得ていたことは推認できるが、保険料控除額を確認することはできない。

また、A 事業所及び B 事業所に係る社会保険庁の記録から、申立人の標準報酬月額が遡及して大幅に引き下げられているなどの不自然な点は確認できず、申立人以外の従業員の標準報酬月額と比較しても申立人のみが低額であ

るということもなく不自然な点は見当たらない。

さらに、A事業所及びB事業所に照会したが、申立人の申立期間における標準報酬月額に関する資料は無く、申立てに係る事実を確認することはできなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 649

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 11 月 1 日から 8 年 2 月 28 日まで

私が A 事業所で代表取締役をしていた申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が 9 万 8,000 円にさかのぼって減額訂正されているので、訂正前の標準報酬月額に戻して欲しい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、A 事業所は、平成 8 年 2 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、同日後の同年 11 月 22 日付けで、平成 6 年 11 月から 7 年 3 月までの標準報酬月額が 59 万円から 9 万 8,000 円に、同年 4 月から 8 年 1 月までの標準報酬月額が 11 万 8,000 円から 9 万 8,000 円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

しかし、閉鎖登記簿謄本から、申立人は、申立期間当時、A 事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、社会保険関係の手続を任せていたとする取締役であった申立人の元妻とは申立期間中の平成 7 年 10 月に離婚していることが除籍謄本から確認できる。

さらに、申立人は、「厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 8 年 2 月 28 日に、それまで会社にいた者はすべて退職させ、事業所を閉鎖した。」と述べており、減額訂正処理が行われた同年 11 月 22 日に A 事業所に在籍していたのは申立人のみであったことがうかがわれ、減額訂正処理について申立人が関与していなかったとは考え難い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は A 事業所の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額訂正について関与しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許さ

れず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。